

入札公告

下記のとおり一般競争入札に付します。

ただし、本入札に係る落札の決定及び契約の締結は、当該業務に係る令和8年度予算が成立し、予算執行の事務手続きが整うことを条件とします。

記

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務名 森林技術・支援センター庁舎等清掃業務請負
(2) 作業内容等 庁舎等清掃業務請負契約書（案）のとおり
(3) 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
(4) 履行場所 九州森林管理局 森林技術・支援センター仮事務所
（宮崎県東諸県郡綾町大字北俣462番）

2 競争入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
(2) 令和7・8・9年度農林水産省競争参加資格（全省府統一資格）において「九州・沖縄」「役務の提供等」、営業品目「建物管理等各種保守管理」に登録されている者であること。
(3) 契約担当官等から物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
(4) この入札に参加を希望する者は、令和8年2月20日（金）午後4時までに、上記（2）の登録に係る「資格審査結果通知書（全省府統一資格）」の写しを電子調達システム（PDF形式）により提出すること。
（電子調達システム）【<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UZA01/OZA0101>】

なお、紙入札方式での参加を希望する場合は、別紙「電子入札案件の紙入札方式での参加について」を上記書類と併せて、上記期限までに九州森林管理局総務企画部経理課企画係へ持参又は郵送により提出すること。

3 入札方法

- (1) 上記1の請負業務を入札に付する。
(2) 本件は電子調達システムにより入札を行う。電子調達システムにより難い場合は、別紙「電子入札案件の紙入札方式での参加について」を提出し、認められた場合に限り紙入札を行うことができる。

（電子調達システム）【<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UZA01/OZA0101>】

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 契約条項等を示す場所及び日時（入札説明書、仕様書及び契約書案等）

- (1) 場所 九州森林管理局 経理課 企画係
(2) 日時 令和8年1月30日から令和8年3月5日午前9時～午後4時まで
　　{ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条
　　第1項各号に掲げる行政機関の休日を除く。}

5 入札書の提出日時

令和8年3月2日（月）午前9時から令和8年3月5日（木）午後4時までの間に、電子調達システム上で入札金額を送信すること。

紙入札方式で参加する者は、令和8年3月5日（木）午後4時までに九州森林管理局総務企画部経理課企画係まで入札書を持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）により提出すること。

郵便による場合は、入札書と一緒に競争参加資格があると確認された旨の通知書を同封すること。また、開札の結果が不落となり、再度入札を行うこととなった場合、郵送による入札者はこの再度入札に参加できることをあらかじめ了解の上入札を行うこと。

6 開札の日時及び場所

日 時 令和8年3月6日（金）午前11時00分～
場 所 九州森林管理局 1階会議室（電子調達システム）
熊本県熊本市西区京町本丁2番7号

7 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。

8 入札保証金及び契約保証金 免除

9 落札者の決定方法

予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

10 契約書作成の要否

契約締結に当たっては、契約書を作成するものとする。

なお、本入札に係る契約締結は、令和8年度予算が成立し、予算示達がなされることを条件とする。

11 その他

本公告に記載なき事項は入札説明書による。

以上公告する。

令和8年1月30日

支出負担行為担当官
九州森林管理局長 真城 英一

※お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規程に基づき第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。詳しくは、九州森林管理局のホームページ

(<http://www.rinya.maff.go.jp/kyusyu/apply/publicsale/koubo/index.html>) をご覧下さい。